

令和4年12月20日発行

I 【重要】介護職員処遇改善支援補助金実績報告書の提出について

介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けた事業所は、実績報告書の提出が必要となります。提出期限は令和5年1月31日(火)【厳守】となっておりますので、介護職員処遇改善計画書を提出した保健福祉事務所へ2部提出してください。提出書類等は下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。

未提出の事業者に対しては補助金返還等の措置を取る可能性がありますので、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

●掲載先URL（長野県ホームページ）

「ホーム」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課紹介」→「介護職員処遇改善支援補助金について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/shogukaizenshien.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 社会福祉施設等価格高騰対策支援金のご案内

原油価格等の高騰に伴う光熱費等の増大による影響を緩和するため、県内事業者の皆様に支援金を支給します。詳細は県ホームページにてご確認ください。

●掲載先URL（長野県ホームページ）

「ホーム」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉政策課紹介」→「社会福祉施設等価格高騰対策支援金について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kakakukoutoushienkin.html>

【問合せ先】長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：0265-98-6440

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

※本事業事務局は東武トップツアーズ株式会社伊那支店に委託しています

III 「信州ふくにん」（信州福祉事業所認証・評価制度）のご案内

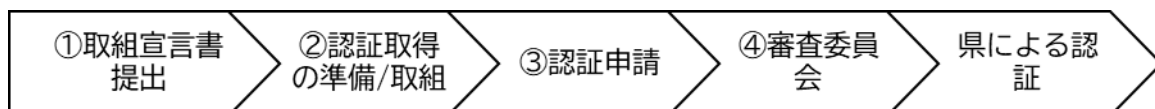
長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています。（運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

1 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	10	個別面談の実施
2	キャリアパスの構築	11	人材育成を目的とした評価の実施
3	キャリアパスの周知	12	職位等に応じた給与体系
4	年間研修計画の策定	13	計画的な採用の実施
5	OJTの計画的・体系的実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
6	職場内外OFF-JTの実施	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
7	資格取得等への支援の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
8	新規採用者への計画的教育の実施	17	健康管理に関する取組
9	個人の研修履歴の把握	18	利用者・家族からの要望に関する取組

※1～13は人材育成、14～18は職場環境に関する評価項目

2 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します

●掲載URL（信州福祉・介護のひろばホームページ）

「ホーム」→「信州ふくにん（認証評価制度）について」 <https://fukushi-nagano.jp/fukunin/>

3 認証取得のメリット

- ◇福祉の職場説明会・就職相談会（長野県委託事業）での優先的参加
- ◇社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数を5回から7回に増
- ◇その他、認証取得法人のPR活動協力等

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

IV 介護現場における多様な働き方導入モデル事業について【募集中】

1 事業目的

リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な人材層（若者・女性・高齢者）を対象とした多様な働き方や柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）を介護事業所が導入することにより、効率的・効果的な事業運営を図り、広く他の介護事業所の参考となるような取組みを行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で支援する補助事業です。下記問い合わせ先まで、お気軽にご相談ください。

2 事業主体 介護保険サービス事業所等

3 事業内容 本事業は、原則として以下の内容を全て行っていただきます

- (1) 事業の企画や分析等を行う企画評価委員会の設置・運営
- (2) 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込むとともに、OJT等により育成する取組
- (3) 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（平成31年3月厚生労働省老健局）を踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施する取組
- (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討
- (5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4 補助率 3分の2以内

●掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」
→「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/202107tayounamodel.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

V 介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ「にほんごをまなぼう」について

公益社団法人日本介護福祉士会は、介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ「にほんごをまなぼう」を厚生労働省の補助事業により、開発・運用しています。「にほんごをまなぼう」は、日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3程度合格や特定技能評価試験対策などを目的とした学習支援ツールです。こちらのコンテンツは、日本語学習や日本の介護に関心のある方であれば誰でも無料で利用できます。

●掲載先URL（にほんごをまなぼう）

<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>



【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VI 研修会のご案内

（公財）介護労働安定センターでは、介護事業所様向けに講習会を実施しています。ぜひご活用ください。講習会の詳細、受講申し込みは下記をご参照ください。

1 雇用管理責任者講習講習（eラーニング総合コース）

研修日 申込受付後～令和5年1月31日（火）の視聴可能時間

内容 介護労働の現状と採用活動、労務管理のポイント等

受講料 無料

申込締切 令和5年1月13日(金)

2 生産性向上支援訓練

研修日 令和5年1月18日(水) 塩尻総合文化センター2F 204 会議室

内容 効果的なOJTを実施するための指導法

受講料 当センター賛助会員様 無料 一般受講希望 3,300円

申込締切 令和4年12月28日(水)

3 事業者支援セミナー

研修日 令和5年2月13日(月) 長野県自治会館およびzoom配信

内容 小濱道博氏(厚生労働省介護保険部会構成員)による経営セミナー

受講料 当センター賛助会員様 3,300円 一般受講希望 5,500円

申込締切 令和5年2月1日(水)

●掲載先 URL (公財) 介護労働安定センターホームページ)

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/2022/012383.html>

【お問合せ先】 (公財) 介護労働安定センター長野支部

TEL: 026-232-0898 mail: nagano@kaigo-center.or.jp



VI 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2023年2月1日～2023年2月28日	2022年12月11日～2023年1月10日
2023年3月1日～2023年3月31日	2022年12月1日～2023年2月10日 ※申請予定者多数のため、2022年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。
2023年4月1日～2023年4月30日	2023年2月11日～2023年3月10日
2023年5月1日～2023年5月31日	2023年3月11日～2023年4月10日

※令和4年(2022年)12月及び令和5年(2023年)1月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121 (直通)

県では、皆様にご提供したい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp